

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

▼健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ (14.90)	－ (19.90)	2.3 (25.0)	－ (350.0)

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が無いことから「－」で表しています。将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債が無いことから「－」で表しています。
()内は早期健全化基準です。

▼資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	－ (20.0)
個別排水処理施設特別会計	－ (20.0)
農業集落排水特別会計	5.8 (20.0)
下水道特別会計	－ (20.0)

※会計制度の移行（法非適事業から法適事業への移行）に伴うもので、実質の資金不足は発生していない。

備考 「－」は、資金不足額がないことを表しています。